

魚沼市一般廃棄物処理業（し尿等）  
に関する合理化事業計画

平成25年2月制定

平成30年1月改正

令和5年1月改正

新潟県魚沼市

## 1 目的

本市の生活環境の改善を目的とした下水道整備事業等は、昭和 53 年度の旧広神村小平尾地区農業集落排水事業から始まり、平成 4 年度には流域下水道が供用開始され、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の汲取り量は、平成 5 年度をピークとして年々減少傾向の一途をたどっています。

このことは、し尿等の収集運搬業務を経営基盤とする事業者には大きな影響を及ぼしています。その影響への対処は、これらの業務に携わる事業者の経営努力を基本としますが、今後も住民生活に密着する、し尿等の適正処理が継続的に実施されることが必要不可欠であることから、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、その経営実態に即した支援策を講じ、将来にわたり一般廃棄物処理業務の安定を保持するとともに、住民生活の安心・安全を守ることを目的として本計画を策定するものです。

## 2 魚沼市の状況

本市は、平成 16 年 11 月 1 日に北魚沼郡堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村の 2 町 4 村の合併により誕生しました。

新潟県の南東部に位置し、総面積は 946.76 k<sup>2</sup> で、県面積の 7.5% を占めています。その広大な面積のうち山林・原野が 83.3% を占めており、そのうち 67% は、尾瀬をはじめ越後三山や奥只見など国立・国定公園に指定され、国内でも有数の美しい自然があります。

また、日本有数の豪雪地帯でその雪がもたらす豊富な水は、魚野川、佐梨川、破間川といった清流を通じて、コシヒカリ、ユリ、山菜、鮎、日本酒など地域の特産物を生み出しています。

人口は、平成 16 年 11 月 1 日の合併時に 44,404 人でしたが、令和 4 年 3 月 31 日現在では 34,125 人と年々減少しています。

## 3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

本市のし尿の収集運搬処理業務については、昭和 39 年 4 月に川口町を除く北魚沼郡全域を対象に一部事務組合小出清掃センター組合が設立されました。

昭和 51 年 11 月には小出郷広域事務組合となり、その後、平成 16 年 11 月の合併に伴い魚沼市が事務を継承しました。

昭和 29 年から 2 業者で始まったし尿汲取り業務は、昭和 39 年 4 月に 3 業者が加わり 5 業者となり、昭和 42 年度に事業者への委託制度が確立されました。

平成 3 年 3 月には行政と事業者双方が協議を重ね、市内のし尿収集 5 業者の出資により株式会社アロククリーンが設立されました。当面は、5 業者と株式会社アロククリーンが並行して業務を行っていましたが、平成 15 年度には、業務の一本化

及び計画収集が導入されました。

平成 15 年度末には、小出郷クリーンセンターの老朽化による廃止に伴い、南魚沼市へのし尿処理業務の委託が開始されました。

代替業務としては、平成 3 年度から小出郷クリーンセンターの管理を一部委託しました。また、平成 14 年度にはエコプラント魚沼の運転管理業務を委託し、平成 15 年度には、過去 5 年間の業務量減少部分の一部としてバキュームカーの補填をしました。

平成 16 年度から南魚沼市のし尿等処理施設までの運搬費分の年額制を取り入れ、平成 17 年度には、エコプラント魚沼の運転管理業務を 3 人体制から 6 人体制として委託しました。

平成 22 年度には、代替業務の 1 つとして、魚沼市斎場・火葬場業務の受付及び火葬業務を委託し、し尿収集費と運搬費を従量制から年額制へと変更して、併せて複数年契約制を導入しました。

平成 27 年度から複数年契約制から単年契約制へ変更しました。

平成 30 年度には、南魚沼市五日町に魚沼市・南魚沼市・湯沢町の二市一町共同処理施設が設立され、供用が開始されました。

#### 4 下水道整備等の見通し

本市の下水道普及率は、農業集落排水事業、合併処理浄化槽を含めて、令和 3 年度末には 99.8%であり、水洗化率についても 97.1%と高く、下水道整備は 0.2%を残すのみとなっています。

#### 5 し尿の要処理量の見通し

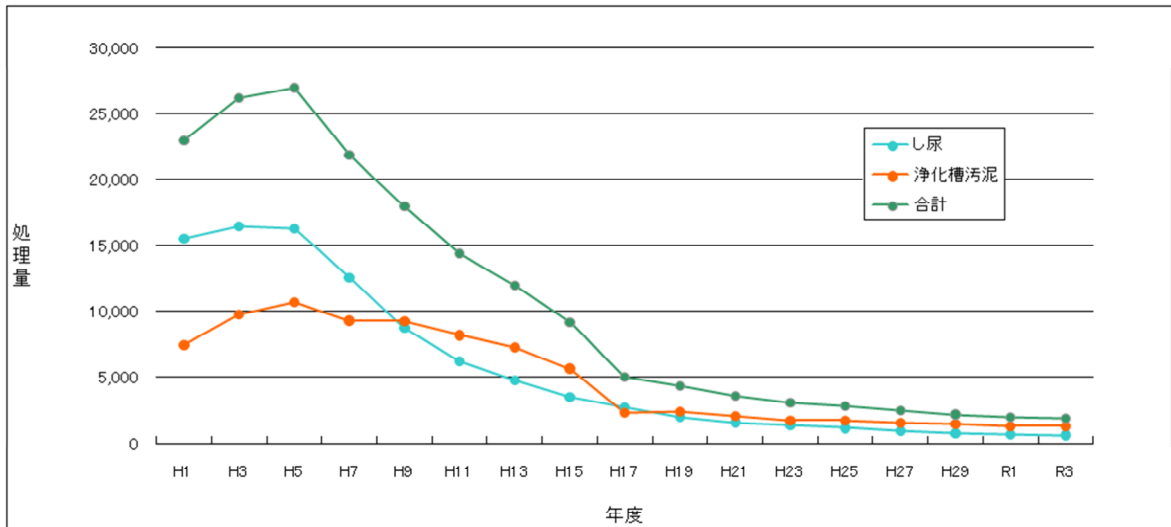
本市のし尿等の要処理量は、下水道の普及により、平成 5 年度のし尿要処理量 16,270 kℓ、浄化槽汚泥要処理量 10,687 kℓをピークに減少に転じ、その後も年々減少を続け、令和 3 年度のし尿要処理量は 594 kℓ、浄化槽汚泥要処理量は 1,229 kℓとなっています。

今後の要処理量については、別表 1 のとおり減少すると推計され、令和 9 年度には、し尿要処理量は 453 kℓ、浄化槽汚泥要処理量は 1,056 kℓになると推計されます。

#### 6 し尿の処理体制の水準

本市のし尿等の要処理量は、図-1 の実績により別表 1 のとおり推移し、それに伴う処理体制は別表 2 のとおり推移すると見込まれます。

図-1 し尿等の要処理量実績



## 7 し尿収集運搬業の経営の見通し

本市の一般廃棄物処理業務のうち、し尿の収集運搬業務は委託制、浄化槽汚泥の収集運搬業務は許可制であり、下水道の普及により、別表1の影響を受けると見込まれます。

## 8 合理化事業の内容等

### (1) 目標

本市のし尿処理一般廃棄物処理（し尿及び浄化槽汚泥収集）業務を円滑に継続することを目標とする。

### (2) 対象

別表3に記載した事業者を対象とします。

### (3) 実施期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

### (4) 実施方法

本市は次の支援策を実施します。

#### ア 事業転換のための支援

別表3の事業者に対し、必要な知識、技術、経験等に留意し、委託可能な下記業務を代替業務として支援します。また、業務に必要な技術取得のための情報提供等を行います。

- 1 エコプラント魚沼ごみクレーン運転及び炉運転業務
- 2 エコプラント魚沼点検整備時清掃業務
- 3 下水道施設等管理業務

イ し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業務の効率化のための措置

(ア) し尿の計画収集体制の推進

(イ) し尿収集運搬委託料の年額制の継続

(ウ) 浄化槽汚泥収集運搬体制についての検討

ウ 事業再編計画の策定

事業者は本市の合理化事業計画を踏まえ、業務体制の合理化を図るため事業再編計画を策定するものとします。

(別表1)

### し尿等要処理量の見通し

	H29	H30	R1	R2	R3	R7	R9
全市人口	36,696	36,088	35,433	34,904	34,125	31,734	30,601
下水道普及率 %	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
排水可能人口	36,617	36,014	35,370	34,845	34,067	31,680	30,549
下水道水洗化人口	34,954	34,493	33,943	33,516	32,834	30,783	29,805
処理区域外人口	79	74	63	59	58	54	52
区域内未接続人口	1,663	1,521	1,427	1,329	1,233	897	744
非水洗化人口	625	549	496	455	420	294	246
し尿等要処理人口	1,742	1,595	1,490	1,388	1,291	977	851
し尿要処理人口	625	549	496	455	420	294	246
浄化槽人口	1,117	1,046	994	933	871	683	605
し尿等要処理量 kℓ	2,139	2,010	1,945	1,913	1,823	1,607	1,509
し尿要処理量 kℓ	744	681	674	622	594	496	453
浄化槽汚泥要処理量 kℓ	1,395	1,329	1,271	1,291	1,229	1,111	1,056

注1：全市人口＝各年度末の住民基本台帳人口

注2：下水道普及率＝排水可能人口÷全市人口

注3：下水道水洗化人口 単独浄化槽人口及び合併浄化槽人口は含まない。

注4：処理区域外人口＝全市人口－排水可能人口

注5：区域内未接続人口＝排水可能人口－下水道水洗化人口

注6：非水洗化人口＝し尿要処理人口

注7：し尿等要処理人口＝し尿要処理人口＋浄化槽人口

注8：し尿等要処理量＝し尿要処理量＋浄化槽汚泥要処理量

※一般廃棄物処理基本計画を基に推計

(別表2)

し尿等処理体制の水準及び見通し

		H30	R1	R2	R3	R4	R7	R9
年間し尿等要処理量	kℓ (A)	2,010	1,945	34,125	1,823	1,766	1,607	1,678
年間し尿要処理量	kℓ (B)	681	674	67	594	568	496	622
年間浄化槽汚泥要処理量	kℓ (C)	1,329	1,271	1,291	1,229	1,198	1,111	1,056
1台当たりし尿等年間処理量計	kℓ (D)	503	486	8,531	456	442	402	419
1台当たりし尿年間処理量計	kℓ (E)	341	337	311	297	284	248	311
1台当たり浄化槽汚泥年間処理量計	kℓ (F)	665	636	646	615	599	555	528
要処理車両台数	し尿収集用	(G)	2	2	2	2	2	1
	浄化槽汚泥収集用	(H)	2	2	2	2	2	1
	し尿・浄化槽汚泥収集兼用	(I)	-	-	-	-	-	2
	合計	(J)	4	4	4	4	4	4
要減車車両台数	(K)	-	-	-	-	-	-	-
減車計画車両台数	(L)	-	-	-	-	-	-	-
減車計画延べ車両台数	(M)	-	-	-	-	-	-	-

注1：年間し尿等要処理量 (A) = 別表1 し尿等要処理量の見通し「し尿等要処理量」による

注2：年間し尿要処理量 (B) = 別表1 し尿等要処理量の見通し「し尿要処理量」による

注3：年間浄化槽汚泥要処理量 (C) = 別表1 し尿等要処理量の見通し「浄化槽汚泥要処理量」による

注4：1台当たりし尿等年間処理量計 (D) = (A) ÷ (J)

注5：要減車車両台数 (K) = ○○台 - (J)

注6：減車計画車両台数 (L)

(別表3)

し尿収集運搬業務委託及びし尿汚泥・浄化槽汚泥収集運搬許可業者名簿

令和4年4月1日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備 考
株式会社魚沼市環境事業公社	大桃 政春	魚沼市七日市354番地4	025-793-3131	4	